

理 由 書

本地区は、東関東自動車道佐倉インターチェンジの北東約 1km の市街化調整区域に位置し、国道 51 号に面する、交通利便性が非常に高い地区であり、産業適地等として土地利用の高い可能性を有していることから、産業・観光拠点の形成等を目的とした地区計画の決定に関する都市計画提案を受け、平成 31 年 4 月 5 日に「高崎地区地区計画」を決定した。

「高崎地区地区計画」の決定後、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、急速に社会情勢が変化したことから、現行計画で立地誘導を図っている工場、倉庫、沿道サービス施設等に事務所を加えることで、多様な産業需要に対応し、新たな産業の受け皿の確保と企業誘致による産業振興を図ることを目的とした「高崎地区地区計画」の変更に関する都市計画提案がなされたところである。

佐倉市都市マスタープランでは、「東関東自動車道の佐倉インターチェンジを中心としたエリアにおいては、交通利便性を活かした新たな産業用地の確保と企業立地を促進します。」と位置付けており、本提案を踏まえた地区計画の変更が市のまちづくりの方針に適合していると判断されることから、「高崎地区地区計画」を変更する。